

## モニタリング実施報告書

平成28年度（定期）（本市）モニタリング実施報告書

施設名	那覇市繁多川公民館
所在地	那覇市繁多川4丁目1番38号
指定管理者	名称 特定非営利活動法人 1万人井戸端会議 代表者 代表理事 南 信乃介 住所 那覇市繁多川4丁目1番35-301号 宮城荘B 電話 (098) 917-3448
指定期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年度間）
モニタリングの実施方針・方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を「日報及び月報」、「事業報告書」、実地調査、利用者アンケート調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</li><li>・業務履行等モニタリングシート等を確認した結果を「モニタリングの総合コメント」、「今後の業務改善に向けた方針」に記載しました。</li></ul>
担当部課（問合せ先）	那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課 担当：与座 TEL：098-917-3502 内線2597 E-mail：e-s-sya001@neo.city.naha.okinawa.jp

### モニタリング総合コメント（本市）

地域との繋がりや民間のノウハウを活かし、近隣の沖縄大学など専門機関や他団体、企業等とも連携して幅広い地域と世代に即した細やかな企画・事業展開など、社会ニーズや地域課題を的確に把握しながら魅力ある講座事業及び安定した運営を行っている。

近隣の新聞配達所の企業協力のもと、毎年4回発行する広報誌を無料折り込みで地域住民へ広報周知を図り、定期利用サークル活動希望者が増加するなど、地域へのきめ細やかな情報発信及び施設利用促進を行っている。

職員各自が高い意識を持ち、内部研修や県内外の研修に積極的に参加し、スキルアップに努めている。利用者アンケートにおいても職員対応に対する満足度84%、総合満足度で81%という市民満足度の高さが、毎年安定しているのは特に評価したい。

事件事故、個人情報の保護、不審者対応、苦情対応マニュアル等については、本市の公民館全体に共通するマニュアル自体がないことから、公民館長連絡会で協議のうえ整備を進める。

## 今後の業務改善等に向けた方針（指定管理者）

### 1 改善・是正事項

不審者対応マニュアル等の整備及び全館への議案提示

### 2 課題事項

特になし

## 1 基本的考え方及び管理体制

- ・那覇市の公民館の設置目的である「市民が生涯を通じて心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、地域住民の学習ニーズや地域課題に応えるとともに、地域コーディネーターとして地域コミュニティづくりの拠点となること」に沿った管理運営と事業展開を行っている。
- ・那覇市公民館条例、那覇市公民館条例施行規則及び関係する法令等の遵守を基本とし、那覇市繁多川公民館指定管理者基本協定に係る仕様書等で定められた管理・運用水準が確保されている。
- ・石田中学校では、出前講座により地域自治会との地域まーいや豆腐づくりを行い地域の文化や歴史を学び、実践発表を行ったほか、寄宮中学校の依頼を受け、「お仕事先生プログラム」を活用し、地域の企業・団体で働く16人の講師を派遣してキャリア教育を行うなど、学校、自治会・企業等と連携した取り組みで真和志地区の平等利用促進が図られた。
- ・危機管理については、常に避難経路が整然と確保されているほか、毎日AEDの点検確認をし、1階の図書館と合同で防災訓練を行うなど非常時に備えている。

## 2 公の施設のサービス向上及び経費削減

- ・広報については、年4回の館報の発行およびインターネットホームページの充実とSNSページにより情報発信に力を入れ、HP上での施設の空き状況確認のほか、用具の借用申請書をダウンロードできる機能も追加するなど施設利用促進を図っている。
- ・地域課題や市民ニーズを的確にキャッチし、魅力ある取り組みを広く発信している。地域の優れた人材を「すぐりむん」として認定し、公民館講座や学校教育において活躍の場を提供するなど地域資源の有効活用が図られている。平成28年度は、放課後の子どもの居場所づくりと公民館利用者や地域のすぐりむんによる企画・実施のもと放課後子ども教室「はんたがわ子ども教室」を開催。年間述べ529人の児童が地域に見守られながら楽しく活動を行った。
- ・経費については、人件費や管理費の経費削減に努めている。

### 3 団体の概要及び管理運営能力（経営状態）

- ・平成26年にNPO法人1万人井戸端会議として設立。蓄積されたノウハウと地域・関連団体との連携・協力しながら1万人規模での社会教育の視点で子どもから高齢者まで支え合えるまちづくりを行うとともに、持続可能なしくみづくりに積極的に取り組んでいる。会員には、地元の自治会長や公民館定期団体利用者に加え、社会教育関係に造詣が深い方もおり、社会教育の専門性が高いNPO法人である。
- ・本団体の主な収益は、繁多川公民館指定管理料である。また、顧問税理士の指導のもと繁多川公民館指定管理料の用途は明確に区分管理されている。